

大和市社会福祉法人の助成に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第58条第1項の規定に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する助成について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

本条は、社会福祉法に規定された社会福祉法人に対し助成を行うにあたって、必要な手続きについて規定したものである。

社会福祉法第58条第1項では、「地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続きに従い社会福祉法人に対し、補助金を支出」すること「ができる」と規定されている。

これに基づき、大和市において、社会福祉法人に対し、助成を行うにあたっての手続きを定めたものである。

(助成)

第2条 市長は、必要があると認めるときは、本市内で事業を行う法人に対し、予算の範囲内において、助成を行う。ただし、本市が他の地方公共団体と共同して助成する必要があるときは、本市外の法人に対しても助成することができる。

【解説】

社会福祉法人に対し、助成を行うにあたって、対象範囲及び助成額の範囲について規定したものである。

対象範囲については、原則として「本市内で事業を行う法人」としている。ただし、「他の地方公共団体と共同して助成する必要があるとき」には、「本市外の法人」に対しても助成することができるとする。

助成額の範囲については、市の予算の範囲内にて行うこととする。

(助成の範囲)

第 3 条 法人に対する助成は、規則の定めるところにより行うものとする。ただし、土地又は建物の貸付等については、大和市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 3 9 年大和市条例第 4 7 号）の定めるところによる。

【解説】

本条は、助成を行うにあたっての必要事項を規則で定めることを明示したものである。

ただし、土地又は建物の貸付等については、大和市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の規定によることとする。

【参考】

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和 4 4 年規則第 2 1 号）第 3 条

(申請)

第 4 条 助成を受けようとする法人は、市長に申請しなければならない。

【解説】

本条は、本市より助成を受けようとする法人は、市長へ申請しなければならないことを規定したものである。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、条例の施行に関して必要な事項は規則に定めることを明示したものである。

【参考】

規則委任されている事項

「助成の対象、種類等及び額」、「申請手続き」、「事業実績の報告」 など